

# NEWS LETTER

発行者：こやま総合事務所

特定社会保険労務士・行政書士 小山清美

〒564-0036 吹田市寿町 2-23-23

TEL:06-6383-6779 / FAX:06-6383-6889

## 【あっせんと調停の違い】

### \*あっせん\*

あっせんは、相対立する当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、紛争を終結(和解)に導こうとする制度です。調停と同様に、和解による紛争の解決をめざすものですが、あっせんは法律的な争点が少ない事案に適しており、また、基本的に当事者間の話し合いを促すものであるので、必ずしも「あっせん案」の提示は行われません。紛争審査会によるあっせんの結果、紛争が解決すれば、両当事者は和解書に調印することになります。

### \*調停\*

調停は、相対立する当事者に話し合いの機会を与え、紛争解決のための努力を行って頂き、場合によっては調停案を示して、その受諾を勧告することにより紛争を解決しようとする制度です。単に当事者間の話し合いを促すだけでなく、当事者に調停案の受諾を勧告することができます。調停による合意の効力は、あっせんと同様民法上の和解の効力と同じです。あっせんと異なる点は、担当委員数の相違です。あっせんは原則としてあっせん委員一人が担当しますが、調停は三人の調停委員で行われます。あっせんは法律的又は技術的な争点が少ない事案に適し、調停は、法律的な争点が多い事案に適していると言えます

調停の取り扱う内容:男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法、労働法施策総合推進法(パワハラ関連)

あっせんの取り扱う内容:法律を根拠としない事業主と労働者の紛争全般(解雇、雇止め、賃下げなど)

## 【こども未来戦略方針/企業が注目すべき施策】

2023年6月13日に政府による【こども未来戦略方針】が公表されました。労務管理上に影響を受けるポイントは以下の通り。

☑**いわゆる年収の壁への対応**・年収 106・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保護の適用拡大、最低賃金の引上げの取組。106 万円を超えても手取り年収が逆転しないよう労働時間の延長や賃上げに取り組み企業に対し、必要な費用を補助する制度の実行

☑**男性育休の取得促進**・2025年3月末で失効する次世代育成支援対策推進法を改正延長し、一般事業主行動計画について、数値目標の設定や、PDCA サイクルの確立を法律上に位置付ける。

「産後パパ育休」を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の 67% (手取りで8割相当) から、8割程度(手取りで 10 割相当)へと引き上げる。

☑**育児期を通じた柔軟な働き方の推進**・3 歳までの子を養育する場合の働き方に、テレワークを事業主の努力義務に追加を検討  
子の看護休暇について、対象年齢の引き上げ他子供の行事や感染症に伴う学級封鎖等休暇取得事由の範囲を見直す。

☑**多様な働き方と子育ての両立支援**・週 20 時間未満の労働者についても失業等給付や育児休業給付等を受給できるよう雇用保険の適用拡大を進める。

## 【マイナンバーカードの登録情報が誤っていた場合の対処方法について】

●**健康保険証情報** フリーダイヤル(0120-95-0178/音声ガイド)に従って4⇒2)か、加入している医療保険の保険者に問い合わせます。情報が正しく登録されているかについては、マイナポータルにログインし、<注目の情報>⇒<最新の健康保険証情報の確認>⇒<あなたの健康保険証情報>から確認します。

●**公金受取口座情報** マイナポータルにログインし、<注目の情報>⇒<公金受取口座の登録・変更>⇒<公金受取口座の登録状況ページ>で登録されている情報を確認します。誤りがある場合は、このページから登録口座の削除を行います。

●**マイナポイント** 「マイナポイント」アプリ・サイトのトップ画面から<申込み状況を確認>を押すと、マイナポイント申請が正しく登録されているか確認できます。申込みをした覚えがないのに申込済みとなっていた場合・心当たりのない決済サービスが登録されていた場合などは、上記フリーダイヤル(音声ガイド)に従って5)か、申込みをした自治体(手続支援窓口)に問い合わせます。

\*問い合わせの際には、マイキーID・申込日時・決済サービス・決済サービスIDの情報が必要です。

## 【パートを社会保険に加入させることで支給される助成金】

キャリアアップ助成金の短時間労働時間延長コースは有期雇用労働者やパート等の非正規労働者について、週所定労働時間を延長することにより、その従業員を新たに社会保険の被保険者とした場合に、事業主に対して助成金が支払われます。

### 1. 支給要件

- ・キャリアアップ計画の作成・提出  
労働時間の延長の措置を実施する前日までにキャリアアップ計画を作成・提出
- ・労働時間の延長  
有期雇用労働者週の労働時間を週3時間以上延長する。または、1時間以上3時間未満延長するとともに基本給を増額する。
- ・社会保険の適用  
新たな社会保険被保険者となった有期雇用労働者を延長後6か月以上継続雇用し6か月分の給与を支給する。

### 2. 支給額

①週所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合

中小企業	237,000 円
大企業	178,000 円

②労働者の手取り収入が減少しないよう週所定労働時間を延長し、新たに社会保険に適用した場合

企業規模	1 時間以上 2 時間未満 (10%以上増額)	2 時間以上 3 時間未満 (6%以上増額)
	中小企業	58,000 円
大企業	43,000 円	88,000 円

いずれも1人当たりの助成額(1.と2.合わせて、1年1事業所あたり45人が支給申請上限人数)です。

## 【子の看護休暇取得を小3修了までに拡大へ】

厚生労働省は、病気・ケガの子どもを世話するために、年5日(子どもが2人以上の場合は10日)まで休める「子の看護休暇」について、来年の通常国会への改正案提出を目指している。

- 現在小学校入学前までの取得時期を小学校3年生修了までに広げる
- 病気・ケガをした子どもの看護や予防接種以外に、保育園の卒園式・感染症流行による学級閉鎖などの時にも使えるようにする
- 休暇の名称を変更